

質 疑 応 答 書

件名 仙台市泉区役所庁舎電力需給

質 問 事 項	回 答 (仙台市記入欄)
1、契約期間中に建替や増築、トランク増量、受変電設備および引き込み位置の移設・変更等、電力の契約に影響するような工事予定がある場合、対象施設と工事内容を教えてください。	東庁舎引込みケーブルの更新工事（R3年度内）を予定しています。
2、各月の請求における燃料費調整額は、その請求月に適用されている管轄の一般送配電事業者の約款に定める算定と同額となりますか、よろしいでしょうか。	契約書（案）第10条のとおりです。
3、第2条 (権利義務の譲渡等の禁止) 下記文言の追記をお願いできますでしょうか。 受注者は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。 ただし、あらかじめ、発注者の承諾を受けた場合は、この限りでない。 ただし、あらかじめの後に→『発注者の承諾を受けた場合、若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。』 契約書の追記が難しいようでしたら添付の資料を参考に再考願えませんでしょうか。もし、無理な場合添付の承諾書のご提出をお願いできませんでしょうか。	変更または追加は認めません。 契約書（案）第2条のとおりとなります。 承諾書については第21条のとおりです。
4、第5条 (使用電力量と計量) 計量日の記載がございませんでしたので『計量日は毎月1日午前0時とする。』と記載していただけないでしょうか。 また修正依頼ではございませんが記載では「発注者に通知しなければならない。」となっておりますが、実際の業務では1日の午前0時に自動計量され、毎月第4営業日を目途に請求書発行となり、その請求書にご利用の内訳が記載されております。	計量日の記載について、契約書（案）第5条と同義のため、追加はしません。 「また修正依頼では」以下の内容について了承します。

文面： 計量⇒検査⇒請求
実情： 計量⇒請求・内訳送付

特に契約書文面は変えていただかなくても結構ですが、弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりません。また、検査合格後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承いただけますでしょうか。
また、同時にこの流れについては予めご了承いただけますでしょうか。

5、第10条（燃料費調整）

以下の文言を追記していただけないでしょうか。
『なお燃料費調整額の算出式は、一般電気事業者と同一とする。』

条文の追加は行いません。

6、第13条（発注者の解除権）

発注者の責に帰すべき事由について記載がございませんので、
下記13条の3を追加の上、下記文言を参考に追加をお願いできますでしょうか。

『発注者の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合には、発注者は当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に契約金額(電力量金単価)を乗じて得た額と契約電力に契約金額(基本料金単価)を乗じて得た額の合計額の100分の10に相当する金額を受注者に支払わなければならない。』

契約書（案）第21条のとおりです。

7、第14条の条項名が記載されておりませんでした。

こちら条項名がある場合は記載をお願いできますでしょうか。

条項名は（発注者の任意解除権）となります。締結の際、契約書に追加します。

8、検針結果は請求書の内訳をもって検針票に代えさせていただいております。その旨ご了承頂けますか。

了承します

9、請求書はWEBからのダウンロードにてご対応いただけますか。

請求書には代表者（または受任者）の押印が必要ですので、対応できません。

10、現在の供給者を教えてください。

東北電力株式会社様です。

11、一般送配電事業者が値上げの際、契約単価見直し協議に応じて頂けますか。

契約書（案）第11条のとおりです。

12、契約書の提出および契約締結期限はございますか期限について協議可能でしょうか。

落札決定及び契約締結は令和3年4月1日となります。それに間に合うよう契約書の準備を進めます。

- 注1 この質疑応答書は、仕様書に対して質問がある場合（入札・見積に必要な事項に限る。）にのみ提出して下さい。

注2 提出期間を過ぎた場合は、受理しません。

注3 回答は、入札説明書に記載する期限までに、仙台市ホームページに掲載します。

質 疑 応 答 書

件 名

仙台市泉区役所庁舎電力需給

質 問 事 項	整理番号 (仙台市記入欄)	回 答 (仙台市記入欄)
•各仕様書 2. 仕様 (4)電力量の検針について 一般送配電事業者の検針日程の都合上、検針日(計量日)が1日とならない場合(現在と同じとなる。)がありますが、よろしいでしょうか。		承知しました。
•各電力需給契約書(案) 第5条について 検針に関しては、一般送配電事業者で実施するため、発注者の立ち合いができない場合がありますが、よろしいでしょうか。		承知しました。
•各電力需給契約書(案) 第12条4項について 延滞利息率に関して、弊社の延滞利息率は、年10%となりますが、協議(変更)することは可能でしょうか。		変更はできません。
•その他 一般送配電事業者で料金改定があった場合に、契約単価見直しの協議に応じていただけますでしょうか。		契約書(案) 第11条のとおりです。

注1 この質疑応答書は、仕様書等に対して質問がある場合（入札・見積に必要な事項に限る。）にのみ提出して下さい。

注2 提出期間を過ぎた場合は、受理しません。

注3 回答は、入札説明書に記載する期限までに、仙台市ホームページに掲載します。